

～ 児童生徒の教育環境の充実を目指して ～

鹿沼市小中学校

適正配置等基本計画

平成28年7月
鹿沼市教育委員会

鹿沼市小中学校適正配置等基本計画

【第1部】 基本計画

I 基本計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨・背景	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画期間と構成	4

II 鹿沼市の小中学校の現状

1 児童・生徒数の現状と推移	5
2 学級数の現状と推移	6

III 適正規模の考え方

1 適正規模の考え方	7
2 本市における適正規模	8
3 学校規模によるメリットとデメリット（例）	9

IV 適正配置の考え方

V 適正配置等の実施手法

1 適正配置等の実施にあたって	11
2 具体的な進め方	12

VI 適正配置等スケジュール

【第2部】 第1期実施プラン

【資料編】

【第1部】

基本計画

I 基本計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨・背景

我が国の人口は平成20年12月をピークに減少に転じ、全国的に少子高齢化が進展している状況にあり、それに伴う生産年齢人口の減少がもたらす様々な課題により、将来への不安が増大するなど、社会全体に大きな影響が生じてきています。

特に、出生率の低下による子供の数の減少により小中学校の小規模化が進み、その結果、児童生徒の社会性の形成や教職員の配置数など、教育効果や学校経営等に様々な影響を与えることが考えられ、全国的にも大きな課題となっています。

本市においても、近年の少子化の影響により小中学校の児童生徒数の減少と同時に学級数も減少する「学校の小規模化」が進行していることから、小中学校の適正配置については、平成24年度からスタートした「鹿沼市教育ビジョン」において、本市における教育基盤の整備のひとつに位置付け検討を進めてきました。

その中で、平成25年7月からは、6回にわたり「鹿沼市立小中学校通学区域審議会」（以下「通学区域審議会」という。）を開催し、平成26年3月に適正規模・適正配置を審議する組織の設置と検討要望が答申されました。これを受け、平成26年10月に「鹿沼市小中学校適正配置等検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置し、8回にわたり協議・検討が重ねられ、平成27年8月には中間報告、平成28年1月には「鹿沼市立小中学校における適正配置等の基本的な考え方（最終提言）」の提出を受けました。

今後、少子化がさらに進むことが予測される中、義務教育の機会均等や教育水準の維持・向上の観点から、学校規模の適正化や学校の小規模化に伴う諸問題への対応は将来にわたって継続的に検討していかなければならない重要な課題であります。

そのようなことから、市教育委員会では、前述の「最終提言」に示された考え方を尊重しつつ、本市を取り巻く社会情勢の変化に対応し、児童生徒にとってより良い教育環境を将来にわたって持続することが可能となるよう、この「鹿沼市小中学校適正配置等基本計画」を策定するものです。

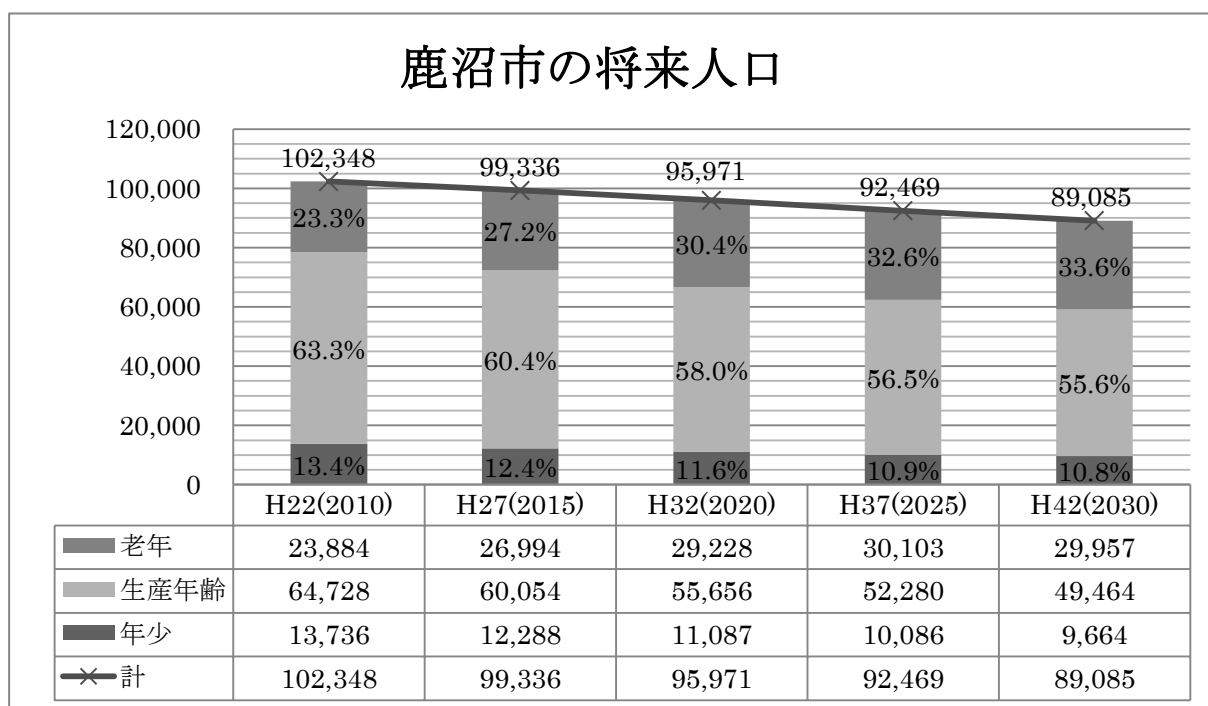


●鹿沼市の将来人口

本市においては、平成27年10月、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、平成27年度から31年度までの5年度における人口減少対策等の方針をまとめた「鹿沼市総合戦略」を策定し、その中に平成72年度（2060年）までの「人口ビジョン」を盛り込みました。

この中で、本市の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所及び日本創生会議の双方の推計で減少予測が示されており、平成42（2030）年には89,267人となり、同様に年少人口も減少が見込まれています。

本市では、総合戦略や次期総合計画において定住促進、結婚・出産・子育て、雇用の確保など様々な施策を打ち出し、総合的かつ有機的な事業展開によって合計特殊出生率及び社会増減（転入・転出等）を改善させることとしています。



※出典：「ひと・まち・しごと創生 鹿沼市総合戦略（人口ビジョン）」（2015.10）

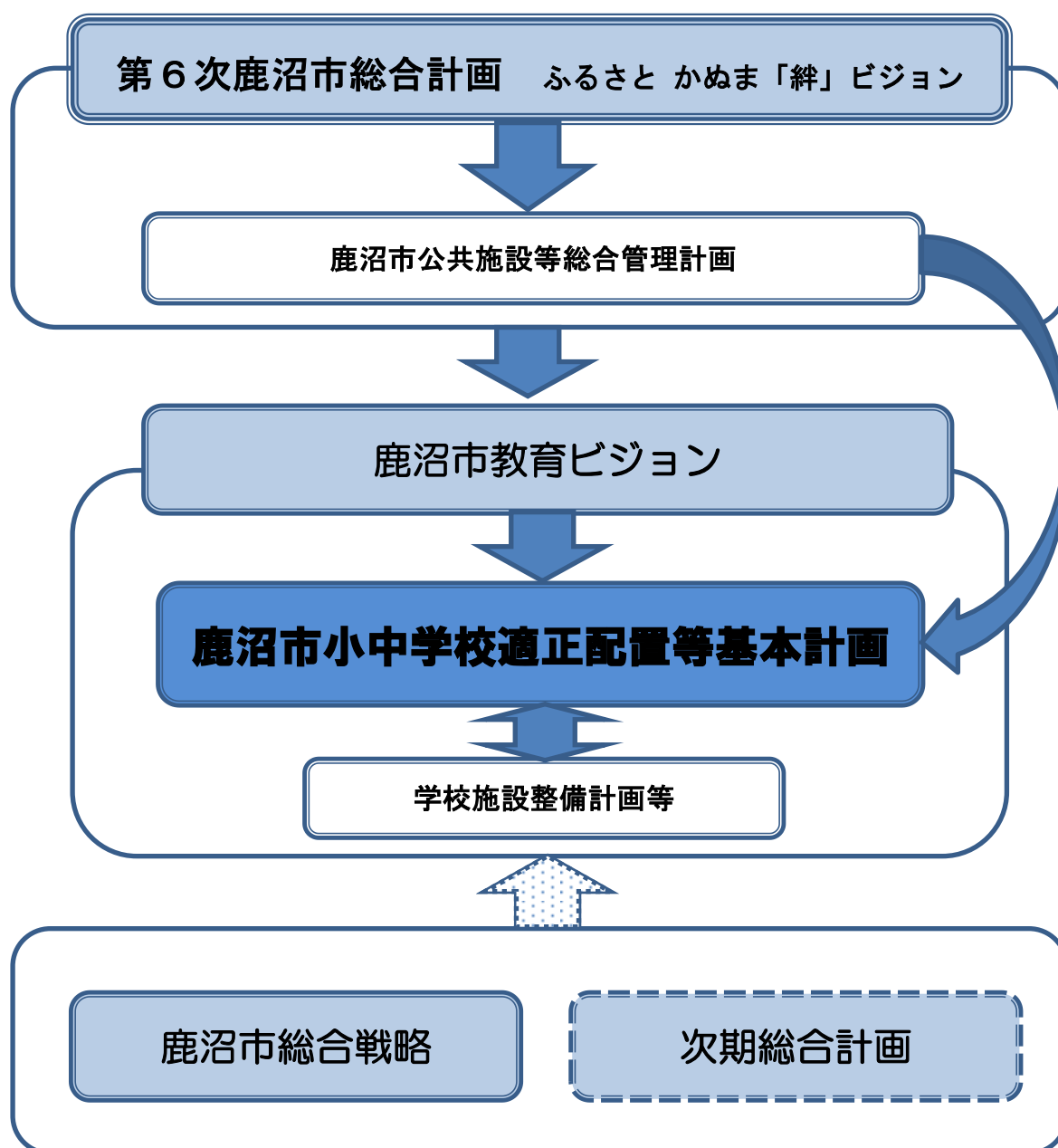


2 計画の位置づけ

本計画では、第6次鹿沼市総合計画「ふるさとかぬま『絆』ビジョン」を推進する中で、「鹿沼市教育ビジョン」にも位置付けられた「学校の適正規模化・適正配置」を行うに当たって基本的な推進方針を示すこととします。

また、本市の公共施設の整備・管理等における最上位計画である「鹿沼市公共施設等総合管理計画」との整合を図りつつ、他の教育関連計画等とも連携するとともに、鹿沼市総合戦略や次期総合計画を視野に入れながら、本市の小中学校の配置等に関し、将来を見据えた計画とします。

●計画の位置づけイメージ



3 計画期間と構成

本計画は、平成28年度から平成37年度までの10年間を計画期間とし、その中で適正配置等に関する内容を明らかにします。

また、基本計画を効率的に実現するために、基本計画期間を3期に分けた実施プランを策定し、その着実な推進を図ります。

●計画の構成イメージ

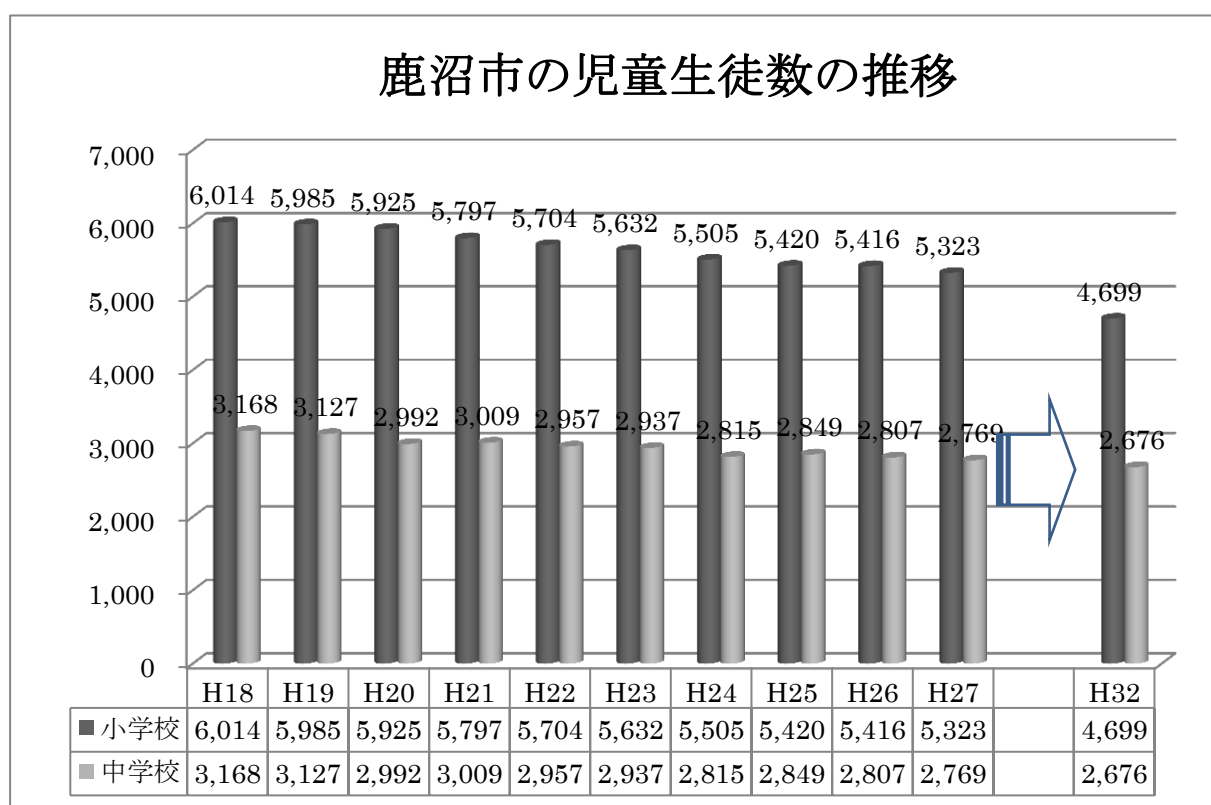


Ⅱ 鹿沼市の小中学校の現状

1 児童・生徒数の現状と推移

本市の現在の小中学校数は、小学校 27 校、中学校 10 校の計 37 校であり、平成 27 年 5 月 1 日現在の小学校児童数は 5,323 人、中学校生徒は 2,769 人で合計 8,092 人となっています。

今後の児童生徒数を推計すると、平成 32 年度には、小学校児童数は 4,699 人、中学校生徒は 2,676 人合計 7,375 人になるものと予測され、平成 27 年度から平成 32 年度の減少率は、小学校 11.7%、中学校 3.4%と見込まれます。



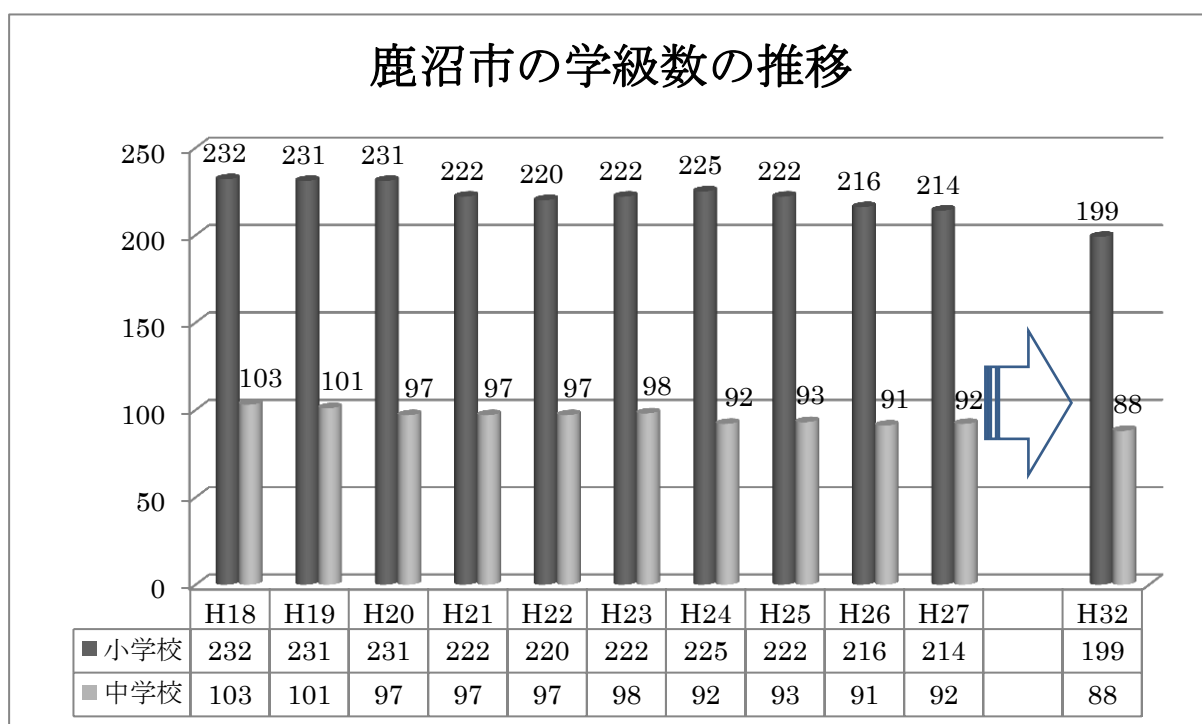
※全児童生徒数（特別支援学級児童生徒数含む）



2 学級数の現状と推移

本市の平成27年5月1日現在の特別支援学級を除く普通学級数は、小学校で214学級、中学校で92学級の合計306学級となっており、小学校27校中37%に当たる10校が「複式学級を有する学校」という状況です。

今後の学級数を推計すると、児童生徒数の傾向と同様に、平成32年度には、小学校は199学級、中学校は88学級、合計287学級になるものと予測され、平成27年度から平成32年度の減少率は、小学校7.0%、中学校4.3%と見込まれます。



※学級数は特別支援学級を除く普通学級数



Ⅲ 適正規模の考え方

1 適正規模の考え方

○学校規模の適正化を図る上では、第一に小中学校の果たす役割を再確認する必要があります。義務教育段階では、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。このため、学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になります。

○法令上や制度上の仕組みでは、教育活動の多くの場面が原則として同学年による学級を単位として行われており、また、教育活動の担い手である教職員の配置についても学級数を基礎としているなど、学校規模を考える基本は学級数によるものといえます。

○また、学級は学校組織の基礎的単位であり、学習集団としての性格を持つのと同時に、学級を担任する教員との関わりのもと、児童生徒が集団生活を通して個性を磨き、人格形成を図る場としての性格も持ち合わせています。

○「学校教育法施行規則」では、「12 学級以上 18 学級以下を標準とする」という考え方が示されており、また、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」では適正な規模の条件として「学級数がおおむね 12 学級以上 18 学級までであること」と規定され、統合する場合は「24 学級まで」とされています。

※参考 法令による学校規模

学校規模	過小規模	小規模	統合の場合の適正規模		大規模	過大規模
			適正規模			
学級数	1～5	6～11	12～18	19～24	25～30	31 以上

○学校規模の適正化の検討は、様々な要素が絡む困難な課題ではありますが、上記の標準が「特別な事情があるときはこの限りでない」という弾力的なものとなっていることにも留意しながら、あくまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するため、1 学級当たりの児童生徒数、それらの将来推計などの観点も合わせて総合的に行う必要があります。

2 本市における適正規模

○本市は490.64平方キロメートルという広大な市域に小中学校37校が設置されており、その規模と配置は様々であります。また、学級数は同じであっても、各学級の児童生徒数や学校全体の児童生徒数には大きな差異があり、児童生徒数が少ない場合には、一定の学級数があっても、教育活動の質の維持が困難となる場合もあります。

○そのような状況を踏まえ、「鹿沼市教育ビジョン」においては、本市における小中学校の適正規模を以下のとおり位置付けており、適正配置等検討委員会での検討においても同様の提言がなされたことから、本計画においても「鹿沼市教育ビジョン」の適正規模の考え方を踏襲するものとします。

《鹿沼市における小中学校の適正規模》

〈小学校〉6学級～18学級

〈中学校〉3学級（1学級16人以上、全校で48人以上）～18学級

※いずれも特別支援学級は除く

※適正規模を超える学校を「大規模校」、適正規模に満たない学校を「小規模校」として捉える

○前述の本市における適正規模の基準に照らし合わせると、平成27年5月1日現在の本市小中学校の現状は下記のとおりであり、本市の将来人口の推計や年少人口の構成比、合計特殊出生率などを考慮すると、小規模校がさらに増加していくことが予測されます。

◆学級数による学校規模の分類

(H27.5.1 現在)

	小学校	中学校
小規模校	池ノ森小、加園小、久我小、西大芦小、板荷小、上南摩小、清洲第一小、永野小、粕尾小、上粕尾小	加蘇中、板荷中
適正規模校	中央小、西小、北小、菊沢東小、菊沢西小、石川小、津田小、みどりが丘小、北押原小、南摩小、南押原小、楡木小、みなみ小、栗野小、清洲第二小	西中、北中、北犬飼中、北押原中、南摩中、南押原中、栗野中
大規模校	東小、さつきが丘小	東中

3 学校規模によるメリットとデメリット（例）

○小規模校

<p>メリット ◇学習面 □生活面 △学校運営面</p>	<p>◇教育的な配慮を要する児童生徒を含め、一人ひとりに目が届き、きめ細かな指導が可能になる。</p> <p>◇意見や感想を发表できる機会が多くなるほか、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる。</p> <p>□様々な活動においてリーダーを務める機会が多くなる。</p> <p>△余裕をもって施設を使えるほか、教材・教員が行き渡りやすい。</p> <p>△児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすく、家庭的な温かい雰囲気の中で効果的な指導ができる。</p>
<p>デメリット ◆学習面 ■生活面 ▲学校運営面</p>	<p>◆集団の中で多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなり、一部の子どもにクラス全体が影響を受けやすい。</p> <p>◆グループ学習や習熟度別学習など、多様な学習形態がとりにくい。</p> <p>◆運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じる。</p> <p>◆委員会活動やクラブ活動、部活動等の選択肢が限定されてしまう。</p> <p>■クラス替えが困難なため、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。</p> <p>■集団内の男女比に偏りが生じやすくなる可能性がある。</p> <p>■教員と児童生徒との心理的距離が近くなりすぎる。</p> <p>▲教職員数が少なくなり、一人に複数の校務分掌が集中しやすくなるほか、出張・研修等の調整が難しくなる。</p> <p>▲PTA 活動等における保護者一人あたりの負担が大きくなる。</p>

○大規模校

<p>メリット ◇学習面 □生活面 △学校運営面</p>	<p>◇集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力をさらに伸ばしやすい。</p> <p>◇様々な種類の部活動等の設置が可能となり、選択の幅が広がる。</p> <p>□豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすく、社会性や協調性、たくましさ等を育みやすい。</p> <p>△多くの教員が在籍するためバランスのとれた教職員配置を行いやすい。</p> <p>△PTA 活動等において役割分担により、保護者の負担を分散しやすい。</p>
<p>デメリット ◆学習面 ■生活面 ▲学校運営面</p>	<p>◆児童生徒一人ひとりの把握が難しくなり、学校行事等において個別の活動機会を設定しにくい。</p> <p>■学年内・異学年間の交流が不十分になりやすい。</p> <p>■様々な個性や家庭環境等を抱えた児童生徒が存在し、多種多様なトラブルが発生しやすい。</p> <p>▲施設・設備の利用の面から学校活動に一定の制約が生じる場合がある。</p> <p>▲教員相互の調整や連携、保護者や地域との連携が難しくなりやすい。</p>

Ⅳ 適正配置の考え方

- 学校教育は、集団生活を基本とし、児童生徒に確かな学力とともに豊かな人間性や社会性を育む役割を担っており、そうした社会的な負託に応えるためには、教育の質を保証する学校規模の確保やそれに伴う適正配置が極めて重要です。
- また、学校が適正規模でない場合、小規模・大規模のデメリットを抑制するため、教育活動上の工夫が必要となりますが、適正規模との乖離が著しい場合、そのようなデメリットの抑制が困難になります。
- 文部科学省が平成27年1月に策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」にも、「学校規模の適正化の検討は、様々な要素が絡む困難な課題ですが、飽くまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うべきものです。」との記載があります。
- 検討委員会においても、本市小中学校の現状と課題をはじめ、各学校が学校規模等により抱える問題、小規模校の就学児及び未就学児の保護者を対象としたアンケート結果など様々な角度から検討を進めてきたところですが、本計画においても、学校規模による教育環境の不均衡や地域格差等の是正、義務教育の機会均等の観点から、本市小中学校に学ぶ児童生徒誰もが高い教育理念と効果的な教育内容を楽しむよう、教育的な視点を最優先することにより適正配置の考え方を以下のとおりとします。

《鹿沼市における適正配置の考え方》

- 児童生徒の教育環境を充実させるため、小学校においては複式学級を有する小規模校、中学校においては全校生徒数48人、1学級16人以下となった小規模校の統合を先行して進める。
- 適正規模化に伴う統廃合は、基本的に小規模校については近隣学校との統合により進める。また、19学級以上の大規模校の解消は、地域の将来的展望に立ち、新設もしくは学区の再編も含め検討する。

V 適正配置等の実施手法

1 適正配置等の実施にあたって

○適正配置の基本的考え方については前述のとおりですが、望ましい学校規模を確保しつつ適正配置を進めていくにあたっては、学校規模による教育環境の不均衡や地域格差等の是正を目指した「教育環境の公平性（教育の機会均等）」や「教育資源の再配分と有効活用」が図れるよう、慎重な検討と丁寧な対応が必要である反面、事案によっては早急な対応が必要であることも否めません。

○また、学校の配置や通学区域の設定に当たっては、本市の地域特性を踏まえながらも、標準的な通学距離（「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」では、標準的な通学距離を小学校ではおおむね4キロメートル以内、中学校ではおおむね6キロメートル以内と定めている。）を基本として適切な通学距離の確保に努めつつ、それが困難な場合については必要な通学支援を行うなど、児童生徒の通学における安全性の確保や遠距離通学に対する配慮が必要です。

○これからの学校教育は、義務教育段階の9年間を見通して児童生徒に確実に生きる力を育む教育の推進が求められており、小中学校間で児童生徒の学習面や生活面での課題を共有するなど、小学校から中学校への円滑な接続がより重要となってきます。

○そのため実施にあたって留意すべき事項について、以下のとおり整理します。

《鹿沼市における適正配置の実施》

- 適正規模化への具体的な方策については、それぞれのケースに応じ検討することとするが、当該地域の意向や地域の実情を尊重して進める。
- 再編や統合に伴う学区については、基本的に対象学校の就学区域を原則とするが、統合に伴う地域の諸実情に柔軟に対応する。
- 統合に伴い、通学距離及び通学時間の長くなる子どもたちの通学の安全確保は重要な課題であることから、遠距離通学になる子どもたちにはスクールバス等を検討する。
- 小中一貫校などによる新たな教育体制も視野に実施を検討する。

2 具体的な進め方

(1) 保護者や地域住民との共通理解

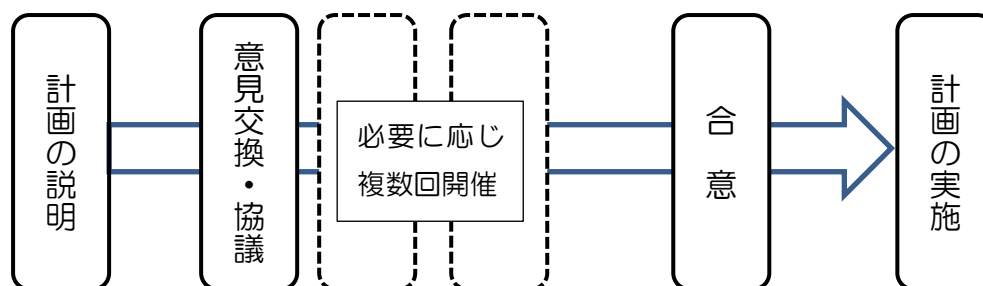
○小中学校は児童生徒の教育の場であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有し、防災、保育、地域の交流の場等、様々な機能を併せ持っています。

○教育ビジョンにおいても、「地域で人の成長段階に応じた教育機会を提供するために、学校がその拠点となり推進役となって、家庭や地域の関係者の協力・支援を得て教育環境の整備を推進する役割を果たしていくことが必要」としています。

○学校の適正配置は、統廃合や通学区域の見直し等により実施していくこととなりますが、その時々の児童生徒や地域住民に対し大きな影響を及ぼすことから、学校が持つ多様な機能にも留意しながら進めることが必要です。

○そのため、学校教育の直接の受益者である児童生徒や就学前の子供の保護者の声を重視しつつ、地域住民の共通理解（合意形成を含む。）と協力を得るなど、「地域とともにある学校づくり」の視点を踏まえ、保護者や地域住民と丁寧な議論・協議をしながら進めていきます。

●合意形成のイメージ



(2) 市長部局との緊密な連携

○地域コミュニティの核としての性格を有する学校の適正配置等に関する検討については、市の各種施策による不具合が生じないように、該当する地域内における公共施設全体を対象として調整を図ることも重要になります。

○そのため、統廃合後の建物及び跡地等の利用については、地域の実態やニーズを十分踏まえながら、市長部局と教育委員会の緊密な連携の下、効果的な取組を進めていきます。

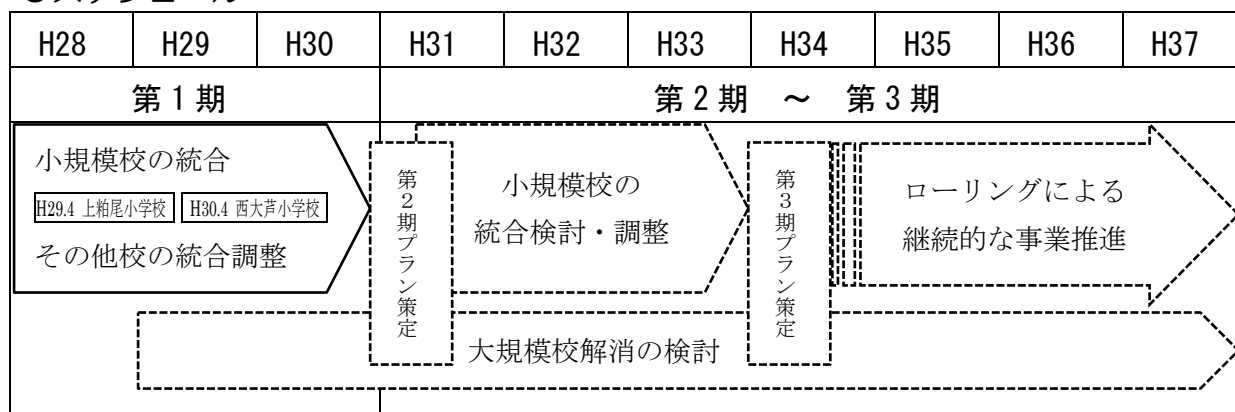
VI 適正配置等スケジュール

○教育環境の格差を是正し、公平な教育環境を確保するためには、全市的かつ計画的に適正配置を進める必要がありますが、本市における適正配置の実施にあたっては、小規模校が増加する中で検討する対象校も多く、対象地域も広範囲にわたることから、一斉に実施することは困難です。

○また、大規模校の解消は、児童生徒数の将来予測を勘案した上で、地域の将来的展望に立ち、新設もしくは学区の再編も含め、慎重に検討していく必要があります。

○そのため、ある程度の幅を持たせたスパンの中で長期的な視点に立って進める必要があると考え、事業展開フローを下記のように設定し、基本的に下記に示した内容で順次適正配置に向けた取組を進めていきます。

●スケジュール



※ 各期の期間については、おおむね3年間を目安とする。

○本計画期間は、平成28年度から30年度までを第1期、平成31年度から37年度までを第2期～第3期として適正配置を図っていきます。

第1期	上粕尾小学校・西大芦小学校の統合、その他校の統合調整、大規模校解消の検討
第2期～第3期	第1期以外の小規模校の統合検討・調整、大規模校解消の検討

○前述したとおり、本市の児童生徒数の将来予測は減少傾向にあり、今後の推移を十分見極める必要性が求められるため、継続的にその動向や事業を検証しながら、その中で社会情勢の急激な変化や法令改正等が生じた場合には、適宜計画の見直しを行うものとしします。

【第2部】

第1期実施プラン

【 上粕尾小学校 】

1 校区の概要

上粕尾地区は鹿沼市の西北部に位置し、旧粟野町粕尾地区においても思川の上流部に当たる。

本校の就学区域は、上粕尾、中粕尾の一部（馬置）であり、上粕尾の大八地区に位置する。（所在地：上粕尾 393 番地 1）

近年は、児童数が年々減少し児童数0の欠学年が生じているほか、複式学級が継続し平成 27 年度は変則複式学級となるなど（下記参照）、本市の中で最も小規模な小学校となっている。

○児童数及び学級数の推移

年度	区分	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
H22 (2010)	児童数	1	2	1	3	2	3	12
	学級数	1		1		1		3
H23	児童数	1	1	2	1	3	2	10
	学級数	1		1		1		3
H24	児童数	1	1	1	2	1	3	9
	学級数	1		1		1		3
H25	児童数	0	1	1	1	2	1	6
	学級数		1	1		1		3
H26	児童数	1	0	1	1	1	2	6
	学級数	1		1		1		3
H27 (2015)	児童数	0	1	0	1	1	1	4
	学級数		1		1		1	2
H28	児童数	0	0	1	0	1	1	3
	学級数			1		1		2
H29	児童数	1	0	0	1	0	1	3
	学級数	1			1		1	2
H30	児童数	1	1	0	0	1	0	3
	学級数	1				1		2
H31	児童数	0	1	1	0	0	1	3
	学級数		1				1	2
H32 (2020)	児童数	0	0	1	1	0	0	2
	学級数			1				1

※平成 28 年度までは、各年度とも 5 月 1 日現在の実児童数及び学級数

※平成 29 年度以降は平成 27 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳登録人口（年齢別）に基づき社会増減を含めず記載

2 適正配置の検討経過

「小中学校適正配置等検討委員会」の中間報告において、複式学級の小規模校の統合を先行して進める第1期対象校に位置付けられたことから、意見を聴取する場を設定

⇒ 意見交換会の開催（第1回 H27.10.27、第2回 H28. 1.19）

3 統合の時期

平成29年3月31日をもって上粕尾小学校を廃止し、平成29年4月1日から粕尾小学校に統合

4 統合の理由

- ① 平成27年度児童数4人、学級数2（連続した学年ではなく、飛び学年で複式学級を編成する。）という状況であり、今後も児童の増加が見込めないため（H28年度入学者なし、在校生3人の予定）
- ② 児童の教育条件の改善など、教育環境充実のため
- ③ 学校行事等に関する保護者の負担軽減のため
- ④ 学校運営に支障があるため
- ⑤ 地域から要望があったため

5 統合に関する進め方

○地元・学校（保護者を含む。）

- ・統合に向けた準備委員会等の設置
- ・統合に向けた準備

統合先との交流、学校史編纂、同窓会名簿整理、保管金の整理、式典の準備・実施等

○市教委

- ・統合に関する同意確認及び地域住民への周知
- ・統合に向けた調整
準備委員会との協議・調整、通学手段の確保、市関係部局との調整等
- ・統合先（粕尾小学校）関係者への説明
- ・通学区域審議会の開催（統合に伴う通学区域の変更承認）
- ・「鹿沼市立学校の設置に関する条例」及び「小中学校児童生徒の就学に関する規則」の改定
- ・栃木県教育委員会への「公立学校の廃止届」提出

6 廃止後の施設等の利活用

市関係部局との連携のもと、「鹿沼市公共施設等総合管理計画」において検討

【西大芦小学校】

1 校区の概要

西大芦地区は鹿沼市の西北部に位置し、前日光国立公園を背景とした大芦川の上流部に当たる。

本校の就学区域は、下大久保、上大久保、草久であり、草久の八岡地区に位置する。(所在地：草久960番地)

近年は、児童数が年々減少し児童数0の欠学年が生じているほか、複式学級が継続し平成27年度は変則複式学級となるなど(下記参照)、本市の中でも小規模な小学校の一つとなっている。

○児童数及び学級数の推移

年度	区分	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
H22 (2010)	児童数	3	4	2	5	3	5	22
	学級数		1		1		1	3
H23	児童数	5	3	4	2	6	3	23
	学級数		1		1		1	3
H24	児童数	4	6	3	3	2	6	24
	学級数	1	1		1		1	4
H25	児童数	0	4	6	3	3	2	18
	学級数		1		1		1	3
H26	児童数	3	0	4	6	3	3	19
	学級数	1			1		1	3
H27 (2015)	児童数	0	3	0	3	5	3	14
	学級数				1		1	2
H28	児童数	0	0	1	0	3	4	8
	学級数			1			1	2
H29	児童数	0	0	0	1	0	3	4
	学級数						1	1
H30	児童数	2	0	0	0	1	0	3
	学級数					1		1
H31	児童数	4	2	0	0	0	1	7
	学級数		1				1	2
H32 (2020)	児童数	3	4	2	0	0	0	9
	学級数		1	1				2

※平成28年度までは、各年度とも5月1日現在の実児童数及び学級数(特別支援を除く。)

※平成29年度以降は平成27年3月31日現在の住民基本台帳登録人口(年齢別)に基づき社会増減を含めず記載

2 適正配置の検討経過

「小中学校適正配置等検討委員会」の中間報告において、複式学級の小規模校の統合を先行して進める第1期対象校に位置付けられたことから意見を聴取する場を設定

⇒ 意見交換会の開催（第1回 H27.12.14、第2回 H28.2.23）

3 統合の時期

平成30年3月31日をもって西大芦小学校を廃止し、平成30年4月1日から西小学校に統合

4 統合の理由

- ① 平成27年度児童数 14人、学級数2（連続した学年ではなく、飛び学年で複式学級を編成する。）という状況であり、今後も児童の増加が見込めないため（H28年度入学者なし、在校生8人の予定）
- ② 学校行事等に関する保護者の負担軽減のため
- ③ 地域から要望があったため

5 統合に関する進め方

○地元・学校（保護者含む）

- ・統合に向けた準備委員会等の設置
- ・統合に向けた準備

統合先との交流、学校史編纂、同窓会名簿整理、保管金の整理、式典の準備・実施等

○市教委

- ・統合に関する同意確認及び地域住民への周知
- ・統合に向けた調整
準備委員会との協議・調整、通学手段の確保、市関係部局との調整等
- ・統合先（西小学校）関係者への説明
- ・通学区域審議会の開催（統合に伴う通学区域の変更承認）
- ・「鹿沼市立学校の設置に関する条例」及び「小中学校児童生徒の就学に関する規則」の改定
- ・栃木県教育委員会への「公立学校の廃止届」提出

6 廃止後の施設等の利活用

市関係部局との連携のもと、「鹿沼市公共施設等総合管理計画」において検討

【 大規模校解消の検討 】

1 現状

本市の適正規模の考え方を踏まえると、平成27年5月1日現在における大規模校は以下のとおり。

区分	学校名
小学校	東小学校（24）、さつきが丘小学校（19）
中学校	東中学校（24）

※（ ）内は普通学級数

2 将来予測

① 東小学校

東小学校については、下表のとおり児童数についてはほぼ横ばい状態が続き、学級数については若干ではあるが減少傾向で、適正規模を上回る状態が続くと予測される。

○児童数及び学級数の推移

年度	区分	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
H27 (2015)	児童数	147	114	122	101	127	129	740
	学級数	5	4	4	3	4	4	24
H28	児童数	125	142	111	121	99	127	725
	学級数	4	5	3	4	3	4	23
H29	児童数	105	125	142	111	121	99	703
	学級数	3	4	5	3	4	3	22
H30	児童数	120	105	125	142	111	121	724
	学級数	4	3	4	5	3	4	23
H31	児童数	140	120	105	125	142	111	743
	学級数	4	4	3	4	5	3	23
H32 (2020)	児童数	119	140	120	105	125	142	751
	学級数	4	4	3	3	4	5	23
H33	児童数	133	119	140	120	105	125	742
	学級数	4	4	4	3	3	4	22

※平成28年度までは、各年度とも5月1日現在の実児童数及び学級数（特別支援を除く。）

※平成29年度以降は平成27年3月31日現在の住民基本台帳登録人口（年齢別）に基づき社会増減を含めず記載

② さつきが丘小学校

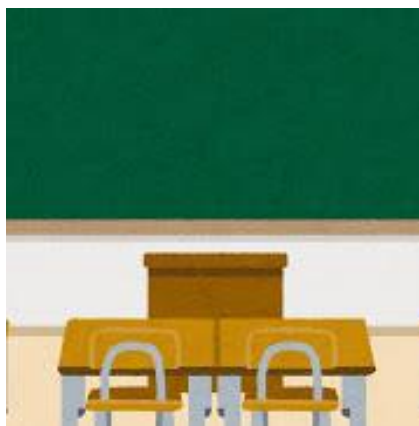
さつきが丘小学校については、下表のとおり、児童数については若干増加傾向にあるが、学級数についてはほぼ適正規模での横ばい状態が続くものと予測される。

○児童数及び学級数の推移

年度	区分	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
H27 (2015)	児童数	98	115	110	87	100	100	610
	学級数	3	4	3	3	3	3	19
H28	児童数	101	101	109	109	86	101	607
	学級数	3	3	3	3	3	3	18
H29	児童数	108	101	101	109	109	86	614
	学級数	4	3	3	3	3	3	19
H30	児童数	108	108	101	101	109	109	636
	学級数	4	4	3	3	3	3	20
H31	児童数	137	108	108	101	101	109	664
	学級数	4	4	3	3	3	3	20
H32 (2020)	児童数	92	137	108	108	101	101	647
	学級数	3	4	3	3	3	3	19
H33	児童数	105	92	137	108	108	101	651
	学級数	3	3	4	3	3	3	19

※平成28年度までは、各年度とも5月1日現在の実児童数及び学級数（特別支援を除く。）

※平成29年度以降は平成27年3月31日現在の住民基本台帳登録人口（年齢別）に基づき社会増減を含めず記載



③ 東中学校

東中学校については、生徒数は平成32年度まではほぼ横ばいの状況で、学数数も23～24学級で同様であるが、平成33年度から35年度にかけて生徒数・学級数ともピークを迎え、その後再び若干減少したまま適正規模を上回る横ばい状態が続くものと予測される。

○生徒数及び学級数の推移

年度	区分	1年	2年	3年	計
H27 (2015)	生徒数	257	267	275	799
	学級数	8	8	8	24
H28	生徒数	247	254	265	766
	学級数	8	8	8	24
H29	生徒数	277	247	254	778
	学級数	8	8	8	24
H30	生徒数	236	277	247	760
	学級数	7	8	8	23
H31	生徒数	278	236	277	791
	学級数	8	7	8	23
H32 (2020)	生徒数	278	278	236	792
	学級数	8	8	7	23
H33	生徒数	298	278	278	854
	学級数	9	8	8	25
H34	生徒数	281	298	278	857
	学級数	9	9	8	26
H35	生徒数	245	281	298	824
	学級数	7	9	9	25
H36	生徒数	244	245	281	770
	学級数	7	7	9	23
H37 (2025)	生徒数	279	244	245	768
	学級数	8	7	7	22
H38	生徒数	248	279	244	771
	学級数	8	8	7	23
H39	生徒数	242	248	279	769
	学級数	7	8	8	23

※平成28年度までは、各年度とも5月1日現在の実児童数及び学級数（特別支援を除く。）

※平成29年度以降は平成27年3月31日現在の住民基本台帳登録人口（年齢別）に基づき社会増減を含めず記載

3 検討スケジュール

大規模校の解消については、第1部基本計画（Ⅵ適正配置等スケジュール）の中で述べたとおり、児童生徒数の将来予測や今後の社会情勢の変化など様々な要件を勘案するとともに、地域の将来的展望に立ち、新設もしくは学区の再編も含め、本計画期間内で検討していきます。





【 資 料 編 】

◇資料編目次

○関係法令

○鹿沼市立小中学校適正配置等検討委員会設置要領

○鹿沼市立小中学校適正配置等検討委員会委員一覧

○鹿沼市立小中学校適正配置等検討委員会委員における検討経過

○鹿沼市立小中学校適正配置等検討委員会委員における最終提言

○鹿沼市立小中学校児童生徒の就学に関する規則 ～抜粋～

関係法令

○学校教育法施行規則（抄）

（昭和二十二年五月二十三日文部省令第十一号）

第四十条 小学校の設備、編制その他設置に関する事項は、この節に定めるもののほか、小学校設置基準（平成十四年文部科学省令第十四号）の定めるところによる。

第四十一条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第六十九条 中学校の設備、編制その他設置に関する事項は、この章に定めるもののほか、中学校設置基準（平成十四年文部科学省令第十五号）の定めるところによる。

第七十九条 第四十一条から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十四条から第六十八条までの規定は、中学校に準用する。

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

（昭和三十三年六月二十七日政令第百八十九号）

（適正な学校規模の条件）

第四条 法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

- 一 学級数が、小学校及び中学校にあつてはおおむね十二学級から十八学級まで、義務教育学校にあつてはおおむね十八学級から二十七学級までであること。
- 二 通学距離が、小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね六キロメートル以内であること。
- 2 五学級以下の学級数の小学校若しくは中学校又は八学級以下の学級数の義務教育学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合には、同号中「十八学級まで」とあるのは「二十四学級まで」と、「二十七学級」とあるのは「三十六学級」とする。
- 3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第一項第一号又は第二号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第一号又は第二号に掲げる条件に適合するものとみなす。

鹿沼市立小中学校適正配置等検討委員会設置要領

(設 置)

第1条 小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）におけるより良い教育環境を整備し、充実した学校教育の実現のため、小中学校の適正な規模及び配置について検討するため、鹿沼市立小中学校適正配置等検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、小中学校の適正配置等に関する事項を掌握する。

(組 織)

第3条 検討委員会は、15名以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が委嘱又は任命する委員で構成する。

- (1) 有識者
- (2) 地域関係者
- (3) 鹿沼市議会議員
- (4) 教育関係機関・団体関係者
- (5) 学校教育関係者
- (6) その他教育長が認める者

(任 期)

第4条 検討委員会の委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成28年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

- 2 委員長及び副委員長は、教育長が任命又は委嘱するものとする。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 検討委員会は、特に必要があると認めるときは、検討委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って別に定める。

附則

この要領は、平成26年8月1日から施行する。

鹿沼市立小中学校適正配置等検討委員会委員一覧

(任期：平成26年10月9日～平成28年3月31日)

番号	選出根拠	氏名	所属 (役職名)	備考
1	鹿沼市立小中学校適正配置等 検討委員会設置要領 第3条第1号該当 (有識者)	沼田 良	東洋大学法学部教授	委員長
2		福島 隆夫	鹿沼歯科医師会 (副会長)	副委員長
3	第3条第2号該当 (地域関係者)	鈴木 節也	鹿沼市自治会連合会 (会長)	
4		吉井 和夫	鹿沼市自治会連合会 (会計)	
5		上澤 孝重	鹿沼市民生委員児童委員協議会連合会 (副会長)	
6	第3条第3号該当 (鹿沼市議会議員)	大貫 武男	鹿沼市市議会議長	
		横尾 武男		H27.10.29～
7		鈴木 敏雄	鹿沼市議会議員	
8		小島 実	鹿沼市議会議員	
		大貫 毅		H27.10.29～
9	第3条第4号該当 (教育関係機関・団体関係者)	宇賀神 一晃	鹿沼市公私立保育園・児童館保護者会連合会 (会長)	
		古橋 正道		H27.5.28～
10		森田 純	鹿沼地区幼稚園PTA連絡協議会 (会長)	
11		半田 光晴	鹿沼市PTA連絡協議会 (監事)	
12		奎子 繁通	鹿沼市子ども会連合会 (会長)	
13	第3条第5号該当 (学校教育関係者)	武藤 雅行	鹿沼市小中学校長会 (小学校)	
14		中荒井 規子	鹿沼市小中学校長会 (中学校)	
		近藤 秀人	上都賀教育事務所所長補佐兼学校支援課長	
15		加藤 孝		H27.5.28～

鹿沼市小中学校適正配置等検討委員会における検討経過

回数	開催日	議題（検討内容）
第1回	H26. 10. 9	<ul style="list-style-type: none"> ○適正配置に関する検討経過について ○鹿沼市立小中学校の配置等の現状について ○今後の検討の進め方について
第2回	H26. 11. 27	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校における複数中学校への進学状況等について ○大規模校、小規模校が抱える問題について ○小中一貫教育について ○学区割フレームと今後の進め方について
第3回	H27. 2. 12	<ul style="list-style-type: none"> ○文部科学省の手引きについて ○小規模校アンケート調査、校長ヒアの結果について ○学区割フレームの検証 ○今後の検討方向について
第4回	H27. 5. 28	<ul style="list-style-type: none"> ○適正配置基本方針（案）について ○適正配置フレーム、事業スケジュール（案）について
第5回	H27. 7. 9	<ul style="list-style-type: none"> ○適正配置等の基本的な考え方【中間報告（案）】について ⇒ 検討 ○適正配置フレーム、適正配置スケジュール（案）について
第6回	H27. 8. 27	<ul style="list-style-type: none"> ○適正配置等の基本的な考え方【中間報告】について ⇒ 決定
第7回	H27. 10. 29	<ul style="list-style-type: none"> ○適正配置等の検討経過及び今後の進め方について ○適正配置等基本計画（骨子案）について ○検討委員会としての最終提言に向けて
第8回	H28. 1. 14	<ul style="list-style-type: none"> ○検討委員会における最終提言について ⇒ 決定

小中学校適正配置等検討委員会における最終提言

平成28年1月

◇付帯意見

「鹿沼市立小中学校における適正配置等の基本的な考え方」の最終提言にあたり、中間報告を基本として、下記のとおり付帯意見を付す。

なお、教育委員会においては、本委員会の提言（中間報告・付帯意見）を踏まえつつ基本計画の策定を進め、より良い教育環境の推進に努められたい。

- 1 適正配置等を進めるにあたり、中間報告に記載のある「具体的な進め方」を遵守し、保護者や地域住民と丁寧な対話を通じて合意形成を図ること。
- 2 大規模校の解消については、本委員会の提言と併せ、通学区域審議会の答申（平成26年4月24日付）を充分踏まえたうえで検討を進めること。

◇検討委員会における中間報告（概要）

1 適正規模の考え方

本委員会の検討においても「鹿沼市教育ビジョン」の適正規模の考え方を踏襲するものとする。

●鹿沼市における小中学校の適正規模

〈小学校〉6学級～18学級

〈中学校〉3学級（1学級16人以上、全校で48人以上）～18学級

※いずれも特別支援学級は除く

※適正規模を超える学校を「大規模校」、適正規模に満たない学校を「小規模校」として捉える。

2 適正配置の基本的な考え方

本委員会としては、教育的な視点を優先することを踏まえて、適正配置の考え方を以下のとおりとする。

- 児童生徒の教育環境を充実させるため、小学校においては複式学級を有する小規模校、中学校においては全校生徒数48人1学級16人以下となった小規模校の統合を先行して進める。
- 適正規模化に伴う統廃合は、基本的に小規模校については近隣学校との統合により進める。また、19学級以上の大規模校の解消は、地域の将来的展望に立ち、新設もしくは学区の再編も含め検討する。

3 適正配置等の実施にあたって

適正配置の基本的考え方については前述のとおりであるが、望ましい学校規模を確保しつつ適正配置を進めていくにあたっては、慎重な検討と丁寧な対応が必要である。実施にあたって留意すべき事項について、以下のとおり整理する。

- 適正規模化への具体的な方策については、それぞれのケースに応じ検討することとするが、当該地域の意向や地域の実情を尊重して進める。
- 再編や統合に伴う学区については、基本的にその学区を原則とするが、統合に伴う地域の諸実情に柔軟に対応する。
- 統合に伴い、通学距離及び通学時間の長くなる子どもたちの通学の安全確保は重要な課題であることから、遠距離通学になる子どもたちにはスクールバス等を検討する。
- 小中一貫校などによる新たな教育体制も視野に実施を検討する。

4 具体的な進め方

- (1) 保護者や地域住民との共通理解
- (2) 市長部局との緊密な連携

○鹿沼市立小中学校児童生徒の就学に関する規則 ～ 抜粋 ～

昭和 32 年 2 月 21 日
教委規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 [この規則](#)は、鹿沼市立小中学校へ就学する児童生徒の学校の区域を定めるとともに就学に関する事務処理に必要な事項を定めるものとする。

(就学区域)

第 2 条 鹿沼市立小学校及び中学校(以下「小中学校」という。)の児童生徒の就学区域は、[別表](#)のとおりとする。

第 3 条以下省略

別表(第 2 条関係)

小学校の部	
学校名	就学区域
鹿沼市立中央小学校	久保町・銀座 1 丁目・銀座 2 丁目・今宮町・仲町・麻苧町・石橋町・下材木町・寺町・蓬莱町・三幸町・鳥居跡町・下横町・西鹿沼町・日吉町(西小学校の区域を除く。) ・花岡町・村井町の一部(字繁石・字久保山・字段ノ浦・字下並木・字道目鬼) ・上殿町の一部(字百目鬼(942 番を除く。))
鹿沼市立東小学校	万町・朝日町・末広町・東末広町・中田町・下田町 1 丁目・下田町 2 丁目・貝島町・上野町・府所町・府所本町・府中町・上殿町の一部(字龍池・字古畑(1261 番から 1278 番まで) ・字片貝(1260 番・1261 番及び 1303 番から 1403 番まで) ・字鳩胸) ・東町 1 丁目・東町 2 丁目・東町 3 丁目
鹿沼市立西小学校	酒野谷・下日向・上日向・深岩・笹原田・下沢・引田・日吉町の一部(字火打沢(624 番 1 から 630 番までを除く。)) ・字金山・字三夜山(670 番 7 を除く。))
鹿沼市立北小学校	御成橋町 1 丁目・御成橋町 2 丁目・泉町・睦町・戸張町・上材木町・千手町・上田町・文化橋町・天神町・坂田山 1 丁目・坂田山 2 丁目・坂田山 3 丁目・坂田山 4 丁目・玉田町の一部(字谷地・字平田内・字熊野内・字逆川東・字榎下(317 番から 323 番までを除く。)) ・字清水川・字朝日内・字中ノ内・字砂弥内・字寺前(756 番から 758 番まで及び 760 番から 766 番までを除く。)) ・字金田・字笛吹川原(345 番から 351 番まで) ・字山ノ下)

鹿沼市立菊沢東小学校	武子・下武子町・仁神堂町・栃窪・千渡の一部(県道鹿沼宇都宮線の南側を除く。)・高谷・古賀志町
鹿沼市立菊沢西小学校	玉田町(北小学校の区域を除く。)・見野・富岡・下遠部
鹿沼市立石川小学校	上石川・下石川・さつき町・流通センター
鹿沼市立津田小学校	深津・白桑田・松原1丁目・松原2丁目・松原3丁目・松原4丁目
鹿沼市立池ノ森小学校	池ノ森
鹿沼市立さつきが丘小学校	千渡(菊沢東小学校の区域を除く。)・茂呂・幸町2丁目・緑町2丁目・緑町3丁目・栄町1丁目・栄町2丁目・栄町3丁目
鹿沼市立みどりが丘小学校	晃望台・幸町1丁目・緑町1丁目・西茂呂1丁目・西茂呂2丁目・西茂呂3丁目・西茂呂4丁目
鹿沼市立北押原小学校	樺山町・塩山町・奈佐原町・日光奈良部町・村井町(中央小学校の区域を除く。)・上殿町(東小学校及び中央小学校の区域を除く。)
鹿沼市立加園小学校	野尻・加園
鹿沼市立久我小学校	下久我・上久我
鹿沼市立西大芦小学校	下大久保・上大久保・草久
鹿沼市立板荷小学校	板荷
鹿沼市立南摩小学校	佐目町・油田町・下南摩町・西沢町
鹿沼市立上南摩小学校	上南摩町・旭が丘
鹿沼市立南押原小学校	磯町・野沢町・亀和田町・北赤塚町
鹿沼市立楡木小学校	楡木町・大和田町・藤江町
鹿沼市立みなみ小学校	上奈良部町・下奈良部町・みなみ町・南上野町
鹿沼市立粟野小学校	口粟野・中粟野・入粟野・柏木
鹿沼市立清洲第1小学校	久野・深程の一部(清洲橋の西側の地域)
鹿沼市立清洲第2小学校	北半田・深程(清洲第1小学校の区域を除く。)
鹿沼市立永野小学校	下永野・上永野
鹿沼市立粕尾小学校	下粕尾・中粕尾(上粕尾小学校の区域を除く。)
鹿沼市立上粕尾小学校	上粕尾・中粕尾の一部(馬置)

中学校の部	
学校名	就学区域
鹿沼市立東中学校	万町・朝日町・末広町・東末広町・中田町・下田町1丁目・下田町2丁目・貝島町・上野町・府所町・府所本町・府中町・晃望台・東町1丁目・東町2丁目・東町3丁目・幸町1丁目・幸町2丁目・緑町1丁目・緑町2丁目・緑町3丁目・西茂呂1丁目・西茂呂2丁目・西茂呂3丁目・西茂呂4丁目・栄町1丁目・栄町2丁目・栄町3丁目・茂呂の一部(1865番地先の2109番1地先とを結ぶ市道0022号線の北側の地域・字上野原のうち住居表示に該当しなかった区域・字山崎・字北原・字篠・字角・字堀の内)・上殿町の一部(字龍池・字古畑(1262番から1278番まで)・字片貝(1260番・1261番及び1303番から1403番まで)・字鳩胸)
鹿沼市立西中学校	久保町・銀座1丁目・銀座2丁目・今宮町・仲町・麻苧町・石橋町・下材木町・寺町・蓬莱町・三幸町・鳥居跡町・下横町・西鹿沼町・日吉町・花岡町・天神町・戸張町・上材木町・千手町・坂田山1丁目・坂田山2丁目・坂田山3丁目・坂田山4丁目・下日向・上日向・深岩・引田・酒野谷・下沢・笹原田・村井町の一部(字繁石・字久保山・字段の浦・字下並木・字道目鬼)・上殿町の一部(字百目鬼)・下大久保・上大久保・草久
鹿沼市立北中学校	御成橋町1丁目・御成橋町2丁目・泉町・睦町・文化橋町・上田町・武子・下武子町・仁神堂町・栃窪・千渡・高谷・玉田町・見野・富岡・下遠部・古賀志町
鹿沼市立北犬飼中学校	上石川・下石川・深津・白桑田・池ノ森・さつき町・茂呂(東中学校の区域を除く。) ・流通センター・松原1丁目・松原2丁目・松原3丁目・松原4丁目
鹿沼市立北押原中学校	縦山町・塩山町・奈佐原町・日光奈良部町・上殿町(東中学校及び西中学校の区域を除く。) ・村井町(西中学校の区域を除く。) ・上奈良部町・下奈良部町・みなみ町
鹿沼市立加蘇中学校	野尻・加園・下久我・上久我
鹿沼市立板荷中学校	板荷
鹿沼市立南摩中学校	佐目町・油田町・西沢町・下南摩町・上南摩町・旭が丘
鹿沼市立南押原中学校	磯町・野沢町・亀和田町・北赤塚町・楡木町・南上野町・大和田町・藤江町
鹿沼市立栗野中学校	口栗野・中栗野・入栗野・柏木・下粕尾・中粕尾・上粕尾・下永野・上永野・久野・深程・北半田

鹿沼市小中学校適正配置等基本計画

鹿沼市教育委員会事務局 学校教育課

〒322-8601 栃木県鹿沼市今宮町 1688-1

TEL:0289-63-2239 / FAX:0289-63-2118

E-mail: kyoiku@city.kanuma.lg.jp

ホームページ <http://www.city.kanuma.tochigi.jp>